佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月22日

佐賀県知事 山 口 祥

佐賀県規則第2号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則 佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則(平成12年佐賀県規則第12号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

_		
	改正前	改正後
Ī	(毛粉料及び使用料の額)	(毛粉料及び使用料の額)

(于剱科及の使用科の領)

第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1 欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、 当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4 欄に掲げる額とする。

手数料

区分	項目	単位	金額
1 分	(窯業関係)		
析、	(1)~(10) 略	略	略
測定	(11) 透過型電子顕微鏡試験	1 時	13,600円
及び		<u>間</u>	
評価	<u>(12)</u> フィールドエミッション観	<u> </u>	略
	察試験		
	<u>(13)</u> ~ <u>(27)</u> 略	略	略
	<u>(28)</u> 耐火度試験	略	2,100円
			(SK29
			番超過の
			ゼーゲル
			錘を使っ

第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1 欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、 当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4 欄に掲げる額とする。

手数料

区分	項目	単位	金額
1 析、 測定	(窯業関係) (1)~(10) 略	略	略
及び評価	(11) フィールドエミッション観察試験(12)~(26) 略	<u>1 時</u> 間 略	略略
	(27) 耐火度試験	略	<u>2,700円</u> (SK29 番超過の ゼーゲル 錘を使っ

改正前		改正後				
		て試験を 行う場合 は、 <u>2,500</u> 円)		て試験を 行う場合 は、 <u>2,900</u> 円)		
<u>(29)</u> ∼ <u>(39)</u> 略 (工業関係)	略	略		(28)~(38) 略 略 略 (工業関係)		
(1)~(6) 略	略	略		(1)~(6) 略 略 略 (7) 糊化特性評価試験 <u>"</u> 5,400円		
<u>(7)</u> ~ <u>(10)</u> 略	略	略		(8)~(11) 略 略 (12) 電気化学測定 1時 4,600円 間		
<u>(11)</u> 蛍光エックス線分析	<u> "</u>	略		<u>(13)</u> 蛍光エックス線分析 <u>1件</u> 略		
<u>(12)・(13)</u> 略	略	略		<u>(14)</u> ・ <u>(15)</u> 略 略 略		
<u>(14) 広域型マルチアナライザー</u> <u>試験</u>	<u>""</u>	12,750円 (写真は 1 枚 と し、1枚 増すごと に 1,500 円を加算 する。)				
(15)~(22) 略 (23) 光学顕微鏡試験及びマクロ 組織試験	略 <u>"</u>	略 <u>2,500円</u> <u>(写真は</u> <u>3枚まで</u> とし、1		<u>(16)∼(23)</u> 略 略 略		

改正前					改正後					
			<u>枚増すご</u> とに 400 円を加算 する。)							
	(24) デジタルマイクロスコープ 試験	1件	略			(24) デジタルマイクロスコープ 試験		略		
	(25)~(41) 略	略	略			(25) \sim (41) 略	略	略		
2 · 3	略				2 • 3 略					
4 試	(窯業関係)				4 試	(窯業関係)				
料調	(1)~(6) 略	略	略		料調	(1)~(6) 略	略	略		
製及び試	(7) 3 軸制御モデリングマシンによる加工	略	4,600円		製及び試	(7) 3軸制御モデリングマシンに よる加工	略	5,600円		
作加工	(8) 略	略	略		作 加 工	(8) 略	略	略		
	(工業関係)				4	(工業関係)				
	(1)~(8) 略	略	略			(1)~(8) 略	略	略		
5 略					5 略					
使用料					使用料					
区分	項目	単位	金額		区分	項目	単位	金額		
設備機	1 試験用の設備機械器具				設備機	1 試験用の設備機械器具				
械等の	(窯業関係)				械等の	(窯業関係)				
使用	(1) 略	略	略		使用	(1) 略	略	略		
	(2) 万能材料試験機	略	1,280円			(2) 万能材料試験機	略	1,500円		
	(3)~(13) 略	略	略			(3) \sim (13) 略	略	略		
	(14) pHメーター	略	150円			(14) pHメーター	略	170円		

改正前			改正後
(15)~(20) 略 (工業関係)	略	略	(15)~(20) 略 略 略 (工業関係)
(1)~(46) 略	略	略	(1)~(46) 略 略 略 (47) 酸素電極式分析装置 1 件 3,200円
			(48) 高電圧・電流測定装置 1 時間 1 時間
(47) 蛍光エックス線分析装置	1 時	略	(49)電気化学測定システム"1,300円(50)蛍光エックス線分析装置"略
(48) • (49) 略	<u>間</u> 略	略	(51)・(52) 略 略 略
<u>(50)</u> 広域型マルチアナライザ ー		9,000円	
(51)~(55) 略	略	略	(53) ひずみ測定システム <u>"</u> 1,000円 (54)~(58) 略 略
<u>(56)</u> 光学顕微鏡システム (57) 略	<u>"</u> 略	<u>1,400円</u> 略	(59) 略 略 略
(58) レーザー回折式粒度分布 測定装置	<u> </u>	2,000円	(00) HI HI HI
<u>(59)∼(64)</u> 略	略	略	<u>(60)</u> ∼ <u>(65)</u> 略 略 略
(65) オートグラフ材料試験機 (66)∼(80) 略	略 略	<u>2,790円</u> 略	(66)オートグラフ材料試験機略 $3,900$ 円(67) \sim (81)略略
2 試作加工用の設備機械器具 (窯業関係)			2 試作加工用の設備機械器具 (窯業関係)
(1) 原料調製機			(1) 原料調製機
ア〜ケ 略	略	略	ア〜ケ 略 略 略 略

改正前					改正後					
	コ 三本ロールミル 略 270円				コ三本	ロールミル	略	580円		
	サ~タ 略	略	略		サ~タ	略	略	略		
	(2) 成形・加工機				(2) 成形・	加工機				
	ア〜ナ 略	略	略		ア〜ナ	略	略	略		
	ニ 3軸制御モデリングマシ	略	3,100円		ニ 3軸	制御モデリングマシ	略	4,300円		
	$\boldsymbol{\mathcal{V}}$				ン					
	ヌ~ハ 略	略	略		ヌ~ハ	略	略	略		
					<u>ヒ パッ</u>	ド印刷機		3,200円		
	<u>ヒ</u> サンドブラスター	略	1,080円		<u>フ</u> サン	ドブラスター	略	1,700円		
	(3) 略				(3) 略					
	(工業関係)				(工業関係)				
	(1)~(26) 略	略	略		$(1) \sim (26)$	略	略	略		

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。